11830021	蓼沼　護	〃	
12000016	笠間　哲	〃	
12020011	佐藤美智子	〃	
12830650	高田　千尋	〃	
12970001	出澤美嶺子	〃	
13000080	安達　孝豊	〃	
13000156	藤田　英世	〃	
13010231	橋本　宗洋	〃	
13020291	櫻井　義男	〃	
13070107	川邉　誠司	〃	
13080249	五十川明男	〃	
13090230	中川　泰宏	〃	
13090462	五十嵐　仁	〃	
13110110	早坂　毅	〃	
13830550	岩下　靭負	〃	
13830862	奥山　吉夫	死	亡
13850180	所谷　福美	自己都合	
13900121	芳野　新	死	亡
13940016	山下　博譽	〃	
13980059	篠原　惠子	自己都合	
14820820	岡　忠之	死	亡
14840066	岡安　照元	自己都合	
14900038	重野　光文	〃	
14940016	丸茂　峰一	〃	
15830196	藤田　雄司	〃	
19860006	石原　茂廣	死	亡
20120023	唐澤　正弘	〃	
20820440	西澤　秀人	自己都合	
20830262	萩原　和夫	死	亡
21920005	岸野　守和	自己都合	
23000033	武田　宜久	〃	
23080012	木村　辰男	〃	
23120051	松川多喜子	〃	
23830612	杉山　誠一	〃	
23900060	松永　好弘	〃	
23930066	大地　良子	〃	
24840006	山下　勝己	死	亡
26830223	永谷　清治	自己都合	
27000055	古川　健吉	〃	
27110125	奥本　猛	〃	
27860069	吉野　正一	〃	
27940029	上井　貞	〃	
27990070	佐藤　正次	〃	
28090072	山下　洋介	〃	
28110038	安元　祥子	〃	
28820073	小串　嘉弘	〃	
29010010	青木　正光	〃	
30100002	鈴木　淳司	〃	
33090017	妹尾　陽子	〃	
34910021	本城　政夫	死	亡
35820015	水石　利昭	〃	
37830136	香川　光清	〃	
40040017	田川　智子	自己都合	
40060040	金子　淑子	〃	
40820291	若山　正信	〃	
40920004	藤丸　邦雄	〃	
40940016	森下　瀧生	〃	
42070001	坂本　浄	〃	
45910001	大久保英雄	〃	
46010004	中村伸一郎	〃	
46950007	牧　明子	〃	

社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の５の規定により社会保険労務士名簿に紛争解決手続代理業務の付記をした者を次のとおり公告します。

平成 25 年２月 28 日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
平成25年１月15日付		13070050	柴田　久志
01080014	村上　豪	14100130	金　敦子
11010064	安井　久美	27100107	芦田　ゆり
40080093	村田　和代	40960037	弓場眞知子
平成25年２月１日付			
13040297	岩井　洋文		

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 25 年２月 28 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで）	埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県桶川市大字川田谷まで 埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県桶川市大字川田谷まで 埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県桶川市大字川田谷まで	新設工事	平成25年３月１日

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

当社において平成23年12月28日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成25年３月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 25 年２月 28 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

記

１　記４⑴㈼の次に次の㈽を加える。

㈽記㈼に基づくスマートＰＡ（仮称）社会実験については、次のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされたＥＴＣカード（ＥＴＣコーポレートカードを除く。）を、車載器に挿入して首都高速道路を利用し、④に定める指定出口から一般街路へ流出後、45分以内に④に定める指定入口から首都高速道路に再流入する普通車とする。

②　割引内容

①に定める自動車の通行料金は、入口等から④に定める指定出口までの通行料金及び④に定める指定入口から出口等までの通行料金の合算額とせず、入口等から出口等までの通行を１回の通行とみなし、その料金距離に応じた通行料金とする。

③　実施する期間

平成25年３月１日から平成25年８月31日までの間とする。

④　指定出入口

	指定出口	指定入口
1	戸田南	戸田
2	加賀	足立入谷
3	東神奈川（子安方面へ進行する出口。ただし、東神奈川から金港ＪＣＴへ進行後、子安方面へ進行する場合を除く。）	子安（生麦方面へ進行する入口。ただし、子安から東神奈川方面へ進行後、生麦方面へ進行する場合を除く。）

２　記４⑵を次のように改める。

⑵　割引相互間の適用関係

上限料金の引下げに係る割引、障害者割引、環境ロードプライシング割引、ＥＴＣ前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引、埼玉線内々利用割引、ＥＴＣ路線バス割引及びスマートＰＡ（仮称）社会実験に関する割引相互間の重複適用関係は、次のとおりとする。